

令和8年4月1日

## 都市計画法に基づく開発許可等の申請手数料の改定について

近年の物価上昇や人件費の高騰等を受けて、下記の手数料の額について改定を実施します。ご不明な点がございましたら、下記の電話番号又はメールアドレスまでお問い合わせください。

### 記

#### 1 変更日

令和8年10月1日（木曜日）

#### 2 改定を行う手数料

- ・ 開発行為許可申請手数料
- ・ 開発行為変更許可申請手数料
- ・ 建築等許可申請手数料
- ・ 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
- ・ 開発登録簿の写しの交付手数料

（注）具体的な改定額については、別紙の一覧表をご確認ください。

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

担当 加藤、櫻井(佟)

電話 052-972-2770

メール [a2770@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2770@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp)